

令和6年度三沢市移住支援金Q&A

<支援金の対象者について>

Q1	三沢市に移住して、他市町村で就業した場合でも支給対象になりますか？
A	就業先が、「青森県公式就職情報サイト あおもりジョブ」に掲載されている移住支援金対象求人であれば、対象となります。

Q2	就業後に移住した場合も支給対象となりますか？
Q3	移住後1年以内に対象求人へ転職した場合、支給対象となりますか？
A	「青森県公式就職情報サイト あおもりジョブ」に対象求人が掲載された後に就業し、申請時点で、転入後1年以内であれば支給対象となります。

Q4	支給対象者の年齢に制限はありますか？
A	ありません。ただし、子育て世帯向けの加算については、令和6年4月1日時点において18歳未満の世帯員がいる方が対象となります。

Q5	あおもり移住起業支援事業費補助金と移住支援金の受給年度は同じでなければいけないですか？
A	前年度にあおもり移住起業支援事業費補助金の交付を受けており、移住支援金申請時に移住後1年以内である場合は、受給年度が異なる場合も支給対象となります。

Q6	事業承継をした場合、移住支援金やあおもり移住起業支援事業費補助金の対象になりますか？
A	通常対象とはなりません。新たに法人登記等を行えば対象となる場合があります。

Q7	移住元に東京圏以外の大都市を含むことはできますか？
A	本事業は東京圏への一極集中是正を目的としたものであるため、他の大都市は対象外となります。

<申請要件について>

Q8	移住元に関する要件の「東京23区への通勤」について、「派遣元事業者が23区外に所在し、派遣先の事業所が23区内に所在する」等の場合、「東京23区への通勤」に含まれますか？
A	「東京23区への通勤」に含まれます。

令和6年度三沢市移住支援金Q&A

Q9 移住元に関する要件の「大学等」とはどのような機関が含まれますか？

A 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校等が含まれます。

Q10 就業先企業の代表者等が3親等以内の親族でないかはどのように確認するのですか？

A 申請者からの自己申請により確認いたします。ただし、虚偽申請をした場合、交付要綱第9条第1号に基づき、移住支援金は全額返還していただきます。

Q11 就業先が三沢市内でない場合、申請先は三沢市ですか、それとも就業先がある自治体ですか？

A 移住先の自治体が申請先となりますので、三沢市への申請となります。

Q12 過去の就業先が既に倒産などにより、就業証明書等の発行が困難な場合、自己申告に基づき申請することは可能ですか？

A 書類の取得が困難な場合は、例外的に自己申告による確認もやむを得ないものとしします。ただし、代替書類を提出いただく場合もありますので、必ず事前に相談ください。

Q13 テレワークによる移住の場合、所属企業の要件はありますか？

A 業種等の要件はございません。

Q14 個人事業主でもテレワーク要件での申請は可能ですか？

A 可能です。ただし、開業届の写し等の提出により、要件を満たすことを確認させていただきます。

Q15 単身世帯と複数人世帯についてはどのように判断しますか？

A 住民票の世帯人数により判断します。

Q16 複数人世帯の場合、申請者以外の世帯員についても各要件を満たす必要がありますか？

A 申請者以外の世帯員については、就業要件等はありません。ただし、移住元においても同一世帯に属していたこと等が必要となります。

Q17 住民票はいつ時点のものを提出すればいいですか？

A 申請日を含めて30日以内に取得したものを提出してください。

令和6年度三沢市移住支援金Q&A

Q18 退職した企業から証明書をもらうにはどうすればよいですか？

A 通常退職時に会社から離職証明書が発行されるので、ハローワークで失業給付の手続きを行うと離職票が発行されます。また、退職した会社での就業証明書や退職証明書は、労働基準法第22条において、会社への発行義務が定められているので、請求手続きをしていただくようお願いします。

Q19 郵送提出での申請は可能ですか？

A 可能ですが、書類に不備があった際の対応等も含めて、直接来庁いただければ幸いです。
なお、書類が揃った時点での受理となりますので、郵送される際は余裕を持ってご提出ください。

<支援金額について>

Q20 子育て世帯向けの加算について、世帯員の数に上限はありますか？

A 世帯員の数に上限はありません。

<支援金の返還について>

Q21 移住支援金の返還を求められることはありますか？

A 移住支援金申請日から5年以内に離職や転出した場合等には、全額又は一部を返還いただく必要があります。

<その他>

Q22 あおもり移住起業支援事業費補助金について教えて欲しいです。

A 地域課題の解決を目的とした社会的事業を新たに起業する方を対象とし、対象経費の最大2分の1(200万円を上限)に補助する事業です。また、起業支援金は、青森県が定める募集期間内に応募する必要があり、予算範囲内での決定となるため、必ずしも受給できるわけではないことをご留意ください。

詳しくは、21あおもり産業総合支援センターのホームページをご覧ください。同センターにお問い合わせください。

<https://www.21aomori.or.jp/topics/25496>

電話:017-777-4066

e-mail:sougyou@21aomori.or.jp